

## 提出部数及び様式の変更について (事前確認関係書類)

○ 平成 28 年 6 月 28 日付で「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)が改正され、「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(様式 2)及び「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」(様式 8)の提出部数及び様式が変更となりました。

○ 提出部数の変更

調査課所管法人が提出する様式 2 及び様式 8 について、提出部数が 1 部減りました(調査課所管法人以外の法人については変更ありません。)

事務運営指針改正後の提出部数は次のとおりです。

《提出部数》

様式	相互協議を伴う 事前確認	相互協議を伴わない 事前確認
様式 2	2 部	1 部
様式 8	1 部	1 部

○ 様式の変更

提出部数を変更するとともに、事前確認に係る各様式を変更しました。ご提出の際には変更後の様式をご使用ください。

○ 問合せ先

ご不明な点がございましたら、各国税局の事前確認の担当部署にお尋ねください。